

わがまち特例一覧

No	対象資産・税目	取得時期	特例割合	減免期間	根拠法令・条項	その他
1	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する資産 ・固定資産(家屋、償却資産)	平成30年4月1日以降	2分の1	期限なし	・地方税法第349条の3第27項、28項、29項 ・那須町税条例第61条の2	児童福祉法に規定する事業の許可を得た者が直接事業の用に供する家屋及び償却資産 (当該事業の用以外に供されていないものに限る)
2	汚水又は廃液の処理施設 ・固定資産(償却資産)	平成26年4月1日から令和6年3月31日まで	2分の1	期限なし	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・那須町税条例附則第10条の2第1項	地方税法施行規則附則第6条第12項に定める償却資産
3	下水道除外施設 ・固定資産(償却資産)	平成24年4月1日から令和6年3月31日まで	4分の3	期限なし	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・那須町税条例附則第10条の2第2項	地方税法施行規則附則第6条第17項に定める償却資産
4	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産(償却資産)	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで	3分の2	3年度分	・地方税法附則第15条第25項第1号 ・那須町税条例附則第10条の2第3項、4項、5項、6項	・太陽光発電設備(1,000kW未満) ・風力発電設備(20kW以上) ・地熱発電設備(1,000kW未満) ・バイオマス発電設備(10,000kW以上20,000kW未満) ※地方税法施行規則附則第6条第53項、54項、55項、56項
5	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産(償却資産)	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで	4分の3	3年度分	・地方税法附則第15条第25項第2項 ・那須町税条例附則第10条の2第7項、8項、9項	・太陽光発電設備(1,000kW以上) ・風力発電設備(20kW未満) ・水力発電設備(5,000kW以上) ※地方税法施行規則附則第6条第57項

No	対象資産・税目	取得時期	特例割合	減免期間	根拠法令・条項	その他
6	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産(償却資産)	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで	2分の1	3年度分	・地方税法附則第15条第25項第3号 ・那須町税条例附則第10条の2第10項、11項、12項	・水力発電設備(5,000kW未満) ・地熱発電設備(1,000kW以上) ・バイオマス発電設備(10,000kW未満) ※地方税法施行規則附則第6条第58項
7	浸水防止用設備 ・固定資産(償却資産)	平成29年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2	5年度分	・地方税法附則第15条第28項 ・那須町税条例附則第10条の2第13項	地方税法施行規則附則第6条第63項に定める償却資産
8	企業主導型保育事業に係る固定資産 ・固定資産(土地、家屋、償却資産)	平成29年4月1日から令和6年3月31日まで	2分の1	5年度分	・地方税法附則第15条第32項 ・那須町税条例附則第10条の2第14項	児童福祉法に規定する業務を目的とする保育施設 (地方税法施行規則附則第6条第67項で定める補助を受けているものに限る)
9	緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地 ・固定資産(土地)	平成29年6月15日から令和7年3月31日まで	3分の2	3年度分	・地方税法附則第15条第33項 ・那須町税条例附則第10条の2第15項	土地緑地法の規定により指定された緑地保全・緑地推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地
10	浸水被害軽減地区 ・固定資産(土地)	令和2年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2	3年度分	・地方税法附則第15条第38項 ・那須町税条例附則第10条の2第16項	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区又は洪水浸水想定区域

No	対象資産・税目	取得時期	特例割合	減免期間	根拠法令・条項	その他
11	雨水貯留浸透施設 ・固定資産(償却資産)	令和3年11月1日 から令和6年3月 31日まで	3分の1	期限なし	・地方税法附則第15条 第42項 ・那須町税条例附則第 10条の2第17項	地方税法施行規則附則第6条第 81項、82項に定める償却資産
12	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 ・固定資産(家屋)	平成27年4月1日 から令和7年3月 31日まで	3分の2	5年度分	・地方税法附則第15条 の8第2項 ・那須町税条例附則第 10条の2第18項	高齢者の居住の安全確保に関する 法律に規定するサービス付き高齢 者向け賃貸住宅で地方税法施行 令附則第12条第12項に該当する 家屋
13	長寿命化に資する大規模修繕工事 を行ったマンション ・固定資産(家屋)	令和5年4月1日か ら令和7年3月31 日まで	3分の1	1年度分	・地方税法附則第15条 の9の3第1項 ・那須町税条例附則第 10条の2第19項	新築された日から20年以上を経過 したマンション(10戸以上)のうち都 道府県等から助言、指導を受けた マンション又は管理計画認定マン ション